

政策法務 *Facilitator* ファシリテータ

紀伝体の政策法務論史

田中 孝男 九州大学大学院法学研究院教授

特集 改正個人情報保護法施行に関する
地方自治体の条例整備の状況と今後の課題

高野 祥一 九州産業大学地域共創学部地域づくり学科教授

シリーズ寄稿～これからの自治を考える～ ①

「差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例」について

廣田 美沙子 三重県環境生活部人権課主事

シリーズ寄稿～これからの自治を考える～ ②

子どもの命を守るために一剣太の生きざまと未来に遺したメッセージ

【緊急特報】裁判記録は魂の記録である

鈴木 秀洋 日本大学危機管理学部 / 協力 工藤 奈美

学会レポート

地方行政実務学会 第3回全国大会

書籍紹介

Book Review

VOL. **77**

2023年1月30日発行



CONTENTS

紀伝体の政策法務論史 1

田中 孝男 九州大学大学院法学研究院教授

特集 改正個人情報保護法施行に関する 地方自治体の条例整備の状況と今後の課題 2

高野 祥一 九州産業大学地域共創学部地域づくり学科教授

シリーズ寄稿～これからの自治を考える～ ①

「差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例」 について 16

廣田 美沙子 三重県環境生活部人権課主事

シリーズ寄稿～これからの自治を考える～ ②

子どもの命を守るために 一剣太の生きざまと未来に遺したメッセージ 【緊急特報】裁判記録は魂の記録である 21

鈴木 秀洋 日本大学危機管理学部 / 協力 工藤 奈美

学会レポート

地方行政実務学会 第3回全国大会 26

書籍紹介

Book Review 28

子どもの命を守るために — 剣太の生きざまと未来に遺したメッセージ 【緊急特報】裁判記録は魂の記録である

鈴木 秀洋 日本大学危機管理学部 / 協力 工藤 奈美

本稿は、「議員NAVI」にて連載中の「議員・行政職員必修 子どもを守るために 剣太の生きざまと未来に遺したメッセージ」の「【緊急特報】裁判記録は魂の記録である」の再掲に、配信後の動きを追記し【付記】を加えたものです（連載は、「第1回 連載のはじめに～時間は当事者の気持ちを軽くしない」(<https://gnv-jg.d1-law.com/article/20220627/38785>) から、ログインなしで全文閲覧可能)。

1 永久保存裁判記録（剣太事件）の 廃棄事件の発覚

最高裁判所は、2022年11月25日、大分地裁が永久保存（特別保存）の対象に指定していた6件の民事裁判の裁判記録を2月に廃棄していたと発表し⁽¹⁾、この廃棄記録の一つに平成22年（ワ）222号損害賠償請求事件（剣太事件）⁽²⁾が含まれていることが明らかになった。

(1) 裁判を受ける権利の担保としての国民共有の 財産

裁判記録は憲法が保障する裁判を受ける権利（憲法32条）を実質的に担保するものである。裁判は証拠に基づいてなされるものである点で、その記録は、現在の国民だけでなく、未来の国民の疑問や課題に対して、証拠に基づいて応え得る点で

後世に残す歴史的価値が高いものが少なくない。このことは、特に行政が当事者となる裁判記録の保存については顕著に当てはまる。公文書等の管理に関する法律（平成21年法律66号）⁽³⁾の直接の規律対象でないとしても、この法律趣旨が当てはまる国民の共有財産であるといえる。その意味で、今回の裁判記録の廃棄は、国民主権の根幹を揺るがしかねない事件なのである。

(2) 裁判当事者にとっての魂の記録

一方で、忘れてならないのは、この裁判記録が、個々の裁判当事者にとって、魂の記録そのものであるということである。

特別保存指定されながら裁判記録を廃棄⁽⁴⁾された国家賠償訴訟の原告（遺族）の工藤夫妻からお聞きした話の一部を本論稿でお伝えすることで、廃棄事件の深刻さを共有したい。

工藤夫妻の息子剣太さんは、高校の剣道部活動中に顧問教員からの暴行そして熱中症により命を落とした。生きる意欲を失った両親を支えたのは、真相解明をして息子に報告するとの誓いであり、そしてもう剣太と同じ道をたどる子どもを出したくないとの強い思いであった。

この裁判に至るまで、どれだけの思いをして証拠を集め、どれだけの苦しみを乗り越えて⁽⁵⁾裁判を続けてきたか。行政（教員）を相手にする訴訟であるがために、周囲からの誹謗、中傷も多かった。命を削りながら、満身創痍で歩んできた裁判が終わり、特別保存指定された裁判記録のみが残った。自治体への国家賠償制度上の勝訴判決と顧問教員への求償権（住民）訴訟判決までの道のりは剣太の生きざまを再現したものであり、命そのものといってもよいほどの大切なものなのである。その意味で工藤夫妻は、剣太事件で3度剣太が殺されたと話す。1度目は剣太が死んだとき、2度目が裁判で何度も剣太の死の場面で行政側の正当化や自己弁護による反論⁽⁶⁾を受けたとき、そして、3度目が今回の剣太事件裁判記録の廃棄であると述べる。

2 最高裁判所事務総局及び有識者会議への期待

現在、「事件記録の保存・廃棄の在り方に関する有識者委員会」（梶木壽座長）が開かれ⁽⁷⁾、特別保存の運用のあり方等についての議論がなされている。今後運用のあり方の基準等も示されることになる。しかし、特別保存指定されても廃棄されてしまうのであれば、特別保存指定の議論はそもそも意味をなさない。基準づくりや指定のあり方以前に、特別保存指定の裁判記録を廃棄したのであるから、その場合には、復元の職務命令を発

し、直ちに履行に着手させなければならないであろう。

被害遺族にとって、裁判記録の保存は、子どもが生きた証を（自分たちが死んだ後も）公的に正しく後世に伝えてくれるバトンなのである⁽⁸⁾。

最高裁判所及び有識者委員会に、こうした原告遺族の思いは届くであろうか。こうした思いは、法的利益に値しないと一蹴してよいものではなからう。

確かに、完全復元は無理かもしれない。その点で復元完成度の細かな論点の詰めや確認は必要となろうが、裁判所が特別保存指定した記録を廃棄したのであるから、復元を裁判所の義務とすべきことに世論的な異論も、専門的見地からのハードルもないはずである。

裁判記録は単なる紙切れではない。今回の剣太事件裁判記録については、工藤夫妻の人生がすべて詰まっている魂そのものなのである。

3 筆者からの再発防止のための提言等（特に復元義務の法制度設計）

筆者は、かつて行政実務・裁判実務に身を置き、現在、行政法の研究者として教鞭^{きょうべん}をとる立場である。現在、報道によれば⁽⁹⁾最高裁が調査を行っているが、再発防止策として、次のような警鐘を鳴らすとともに、提言を行いたい。

第1に、特別保存指定の基準をさらに詳細にするとの一般的・抽象的な提言のみとならないこと⁽¹⁰⁾。第2に、一地方裁判所なり一部署の例外的事象との認定や一担当者個人の注意義務の強化を強調するにすぎない再発防止策とならないこと。第3に、（未来に向けて）復元義務という新たなカテゴリーによる法制度を定めること。第4に、（特別保存指定文書を廃棄した場合等）文書管理を統轄する管

理職（マネジメント職）の罰則規定の新設又は懲戒処分事由としての明示を行うべきである¹¹⁾。

4 おわりに——剣太からのバトン （行政が被告となる国賠事件との連動の視点）

筆者は、今回の特別保存指定の裁判記録の廃棄処分は、国家賠償法上の過失・重過失が認められ得る事案ではないかと考える。

今回の事件は、昨今の行政文書の改ざんの延長線上の論点として捉えておく必要がある。行政文書の改ざんや不適正な廃棄は、公務員にとって犯してはならない絶対的ラインである。こうした場合には、国家賠償法の対外的個人責任免責の法理¹²⁾の実質的根拠である萎縮効の理由は当てはまらない。対外的個人責任免責の法理の適用外の領域があることを明確にすべきであり、立法的手当が必要なのではないか。

裁判記録が廃棄された剣太事件は、国家賠償請求訴訟では、自治体の責任が認められ、暴行を加えた公務員教員の対外的個人責任は免責された。しかし、その後の住民訴訟裁判で重過失認定がなされ、当該暴行を行った公務員教員への個人責任が認められた行政事件分野における画期的な一連の裁判の中の一つである。

今回、剣太事件裁判記録の廃棄処分が公になったことで、改めて裁判記録保存の制度設計及び運用に目を向けてみると、①行政が被告となる事案においては、通常の事件以上に裁判記録の保存期間を長くすべきであること、②基本的には特別保存とすべきであること¹³⁾、③さらに、自治体にのみ認められている住民訴訟制度を国の場合にも行えるようにすること、こうすることは、今回のような特別保存文書を廃棄する行為の歯止めとなり

得るのではないかと考える。3度命を奪われた剣太さんからの重大な問題提起として受け止めねばなるまい。

【付記】

筆者が、【緊急特報】「裁判記録は魂の記録である」（2022年12月1日配信）を執筆した後、工藤英士さんと工藤奈美さんは、最高裁判所長官及び事件記録の保存・廃棄の在り方に関する有識者委員会座長に宛て、「2項特別保存（永久保存）指定の裁判記録の廃棄に係る意見書」を提出し、その後東京地方裁判所司法記者クラブにて記者会見を行った（筆者も同席した）。

この意見書提出及び記者会見に関してはNHKをはじめいくつかの報道機関が取り上げている（「特別保存記録廃棄部活動中死亡した生徒の遺族が最高裁に意見書」（NHK（20221213）<https://www3.nhk.or.jp/news/oita/20221213/5070014533.html>）／「「息子はまた殺された」大分・剣道部熱中症死の裁判記録廃棄、遺族が最高裁に原因究明求める」（弁護士ドットコムニュース（20221213）<https://news.yahoo.co.jp/articles/8b03c64ea505d39c919df13fd4be5fe672e1d58f> など）。

この意見書の中で、英士さんらは、要望事項として、次の9つの項目を挙げるとともに、「憤りの気持ちを押さえ、そのための協力は惜しまないつもりであります」と述べている。

- 1 私達は、大分地裁平成22年（ワ）第222号損害賠償請求事件の裁判記録が廃棄された理由について、個人の過失という調査ではなく、徹底的に原因を明らかにしてほしいです。
- 2 私達は、当該大分地裁平成22年（ワ）第222号損害賠償請求事件で勝訴し、その後、同判決は、

福岡高裁平成25年3月21日判決(平成25年(ネ)第433号・損害賠償請求控訴事件)、更に最高裁判所第三小法廷平成27年7月28日上告棄却決定(平成26年(オ)第1335号・平成26年(受)第1727号)により、確定しています。

さらにその結果を踏まえた公共団体から公務員への求償権訴訟(大分地裁平成28年12月22日判決(平成27年(行ウ)第6号求償権行使懈怠違法確認等請求事件)、福岡高裁平成29年10月2日判決(平成29年(行コ)第6号・平成29年(行コ)第24号)においても、知事の求償権の行使懈怠が違法であることを確認する福岡高裁の判決が確定しております。

事件記録の保存・廃棄の在り方に関する有識者委員会(以下「在り方委員会」という。)において、損害賠償事件の高裁及び最高裁記録、並びに、求償権行使懈怠違法確認事件の一連の記録は、「事件記録等保存規程の運用について」(平成4年2月7日総三第8号高等裁判所長官、地方、家庭裁判所長あて事務総長通達)第6、2、(1)イ(法令の解釈運用上特に参考になる判断が示された事件)、及び、オ(全国的に社会の耳目を集めた事件又は当該地方における特殊な意義を有する事件で特に重要なもの)に該当していると思料しますが、令和4年12月13日現在、廃棄されず保存されているかの確認をお願いします。そのうえで、2項特別保存に指定されていない場合には、特別保存に指定してください。

3 在り方委員会において、特別保存に指定されながら廃棄された裁判記録を復元する方針を定めてください。

4 上記復元過程においては、裁判所内に一定の独立性を有する復元委員会等を設置し、裁判当事者(原告及び被告)に復元のための資料提供を依頼すること(特に、被告が公的機関であれ

ば、保存されている可能性が高いことから送付嘱託に準じた要請を行うこと)として、裁判記録復元の精度を上げてください。

5 上記復元過程においては、特に原告遺族当事者が意見を提出する機会を設けるなど、当事者の参加の手續の方針を定めてください。

6 上記復元・方針に関しては、各裁判所に委ねるのではなく、最高裁判所が上記方針を徹底させてください。

7 上記復元・方針とは別に、当該平成22年(ワ)第222号損害賠償請求事件の復元については、直ちに最高裁判所から復元の指示・依頼を出してくださいますようお願いいたします。

8 在り方委員会の今後の裁判の記録保存の基準、特に特別保存基準の方針の更なる方針提示に当たっては、行政が当事者となる裁判の記録においては、原則として特別保存とするとの方針を定めてください。

9 2項特別保存に指定した記録については、①最高裁ないし国立公文書館に移管すること、②デジタルデータとしてバックアップ保存すること、との方針を定めてください。

以上の9項目である。

これに対し、最高裁判所及び事件記録の保存・廃棄の在り方に関する有識者委員会は、どのような回答をしてくれるのだろうか。

後掲注釈(7)で紹介する裁判所ホームページは、令和4年12月21日付で更新されている。第2回会合の要旨が掲載され、本件に関する記述としては、「(3)大分地裁で特別保存に付していた事件が廃棄された経緯について調査すること」、「2 被害者等からの意見の把握の必要性について」「被害者等からの意見の把握の必要性について、委員の間で意見交換を行った」、「3 今後の進行」として、「委員の意見を踏まえ、事務総局において4月頃

を目途として報告書を作成・公表することを目指すこととなった」との要旨が公開されるとともに、「第3回会合（令和4年12月20日開催）」が開かれたことが追記されている。

筆者は、最高裁判所が、裁判記録復元の具体的なロードマップを定め、公表することを要望したい。

- (1) 「『永久保存』裁判記録廃棄—最高裁発表大分地裁、民事6件」（読売新聞2022年11月26日朝刊36頁）ほか。
- (2) 大分地判平成25年3月21日・平成22年（ワ）222号・判時2197号89頁。
- (3) 1条目的規定は、「この法律は、国及び独立行政法人等の諸活動や歴史的事実の記録である公文書等が、健全な民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源として、主権者である国民が主体的に利用し得るものであることにかんがみ、国民主権の理念のっとり、公文書等の管理に関する基本的事項を定めること等により、行政文書等の適正な管理、歴史公文書等の適切な保存及び利用等を図り、もって行政が適正かつ効率的に運営されるようにするとともに、国及び独立行政法人等の有するその諸活動を現在及び将来の国民に説明する責務が全うされるようにすることを目的とする。」と定める。
- (4) 「事件記録等保存規程」（昭和39年12月12日最高裁判所規程8号）（<https://www.courts.go.jp/vc-files/courts/tsuutatsu/kit/ei04/02jikenkirokutouhozonkitei.pdf>）。
 - ・2項特別保存の要望の申出について、①特別保存に付すべき事件の例や②要望の有無にかかわらず2項特別保存に付す事件の基準について定められ、ホームページで公開している例。「事件記録及び事件書類の特別保存の要望について」（<https://www.courts.go.jp/tottori/about/jikentokubetuhozon/jikentokubetuhozon.html>）。
- (5) 体中に棘（とげ）が常時刺さっている状態と話されていた。
- (6) 裁判で行政側の主張（暴行事実の矮小（わいしょう）化や救済措置をとったとの主張など）は証拠により排斥されている。
- (7) 裁判所ホームページ「事件記録の保存・廃棄の在り方に関する有識者委員会について」において、「裁判所の事件記録について、これまでの特別保存の運用の在り方が適切であったか、また、適切な運用に向けた取組が十分であったかどうかについて意見を聴取するため、『事件記録の保存・廃棄の在り方に関する有識者委員会』を開催することとしました。」と記載されている。第1回（2022年11月25日）、第2回（同11月28日）が開催され、第3回は、現時点で未定（2022年11月30日現在）とある（https://www.courts.go.jp/toukei_siryou/siryu/kiroku_hozon/index.html）。
- (8) 裁判記録が廃棄されてしまうと、当該事件について、後に問題提起がなされた場合に、仮に判決は判例解説等で残っていたとしても、その判決の土台となる証言等の証拠などは、遺族（遺族には親だけでなく、兄弟姉妹、親族など多くの関係者がいる）という個人が個別に事件について再度説明や証明を行わなければならないことになり得る。裁判後の第二次、第三次被害ともいえよう。
- (9) 「少年事件の記録廃棄、最高裁が全国50件超調査へ オウム事件など民事記録も 来春に報告書公表」（神戸新聞NEXT 2022年11月28日22時26分配信）によれば、「廃棄された記録の調査対象には、少年事件で2004年に起きた長崎佐世保小6女児殺害事件や00年の大分・一家6人殺傷事件、12年の京都・亀岡暴走事故などがあり、民事裁判記録ではオウム真理教の解散命令事件などが含まれる。特別保存とされ、廃棄されなかった少年事件の調査では、00年の西鉄高速バス乗っ取り事件が対象となった。また、大分地裁で特別保存とされた民事裁判の記録6件が今年2月に廃棄された経緯も調べる。」（<https://www.kobe-np.co.jp/news/sougou/202211/0015848037.shtml>）。
- (10) 少年事件・刑事事件・国家自治体が当事者となる事件等様々な利益があり、一律の基準づくりは難しいとの報告書にならないように願う。少なくとも国家が当事者となる事件について、そして特別保存記録の廃棄については、特別の再発防止策を打ち出せるはずである。
- (11) 事件記録等保存規程によれば、8条（廃棄）2項は「廃棄は、首席書記官（最高裁判所にあつては訟廷首席書記官、知的財産高等裁判所にあつては知的財産高等裁判所首席書記官、首席書記官の置かれている簡易裁判所以外の簡易裁判所にあつては監督地方裁判所の首席書記官）の指示を受けてしなければならない。」とされ、9条（特別保存等）は、1項で「記録又は事件書類で特別の事由により保存の必要があるものは、保存期間満了の後も、その事由のある間保存しなければならない。」、2項で「記録又は事件書類で史料又は参考資料となるべきものは、保存期間満了の後も保存しなければならない。」、3項で「前項の記録又は事件書類で相当であると認めるものは、最高裁判所の指示を受けてその保管に移すことができる。」。また、10条は内閣総理大臣の移管についての規定も設けている。10条1項は「公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号）第14条第1項の規定に基づく協議による定め（同法附則第3条の規定により同法第14条第1項の規定に基づく協議による定めとみなされるものを含む。）において同法第2条第6項に規定する歴史公文書等として内閣総理大臣に移管することとされた記録及び事件書類は、最高裁判所の指示を受けて独立行政法人国立公文書館に送付する。」、2項は「前項の記録及び事件書類は、保存期間満了の後も、独立行政法人国立公文書館に送付するまでの間保存しなければならない。」と規定する。
- (12) 最三小判昭和30年4月19日・昭和28年（オ）625号・民集9巻5号534頁、最二小判昭和53年10月20日・昭和49年（オ）419号・民集32巻7号1367頁等。
- (13) 行政が当事者となる裁判記録について、通常、自治体行政は、永久保存としているのが通例であると筆者は認識しているが、この点も全国の自治体の調査が必要であろう。

編集部より

「個人情報の保護に関する法律」の改正における自治体に関する部分の施行が迫ってまいりました。国の定める統一ルールに従った条例等の整備を求められることになりましたが、今回の特集でも詳細に分析いただいたとおり、死者に関する情報や要配慮個人情報の扱いなど、これまでの運用の経緯を踏まえ、自治体ごとに様々な工夫がなされています。

例規整備に当たり、担当者の方々が、住民の個人情報が守られるようにと心を砕き、それぞれの実情に応じ思慮を重ねながら対応されていることを知りました。今後も制度運用の中で課題等が多く出てくると思いますが、地域に即した保護と活用の施策がなされていくことを期待いたします。(ゆ)



本誌は弊社加除式書籍『政策法務の理論と実践』『行政課題別 条例実務の要点』『市町村例規準則集』ご購入の皆様は年4回、政策法務に関するトピカルな情報をお届けする情報誌です。なお、本誌Vol.36(2012年10月25日発行)以降のものについて、WEBサービス「例規整備NAVI」にPDF版を掲載しています(毎号発行日より7営業日以内に登載予定)。

本誌に対するご意見、ご感想、今後掲載を希望される情報等ございましたら、下記編集部までお寄せいただければ幸いです。

■「政策法務Facilitator(ファシリテータ)」編集部 TEL. 03-3796-5416 FAX. 03-3404-0580